

### 第3章 知的財産権Q&Aの改訂



## 第3章 知的財産権Q & Aの改訂

### 第1節 改訂版Q & Aについて

調査研究会による討議やアンケート結果などにより、「改訂版Q & A」を作成し、巻末資料2としてまとめた。ここでは、変更点や「改訂版Q & A」の構成や見方について述べる。

#### 1-1 変更点

アンケートの結果（「平成17年度版Q & A」の利用状況）から、利用者の最大の関心事は「複製・引用」についてであり、もっと分かりやすく、具体的な説明を求めていることが明らかになった。

そこで、「改訂版Q & A」では、括りを変更し、判例解説を加えることとした。また、新たな質問項目（Q）を3項目追加することとした。

括りの変更については、「平成17年度版Q & A」では「管理職が知っておくべきこと」と「指導員が知っておくべきこと」としていたが、「改訂版Q & A」においては括りを、「1. 引用・複製の範囲」「2. ソフトウェアの取扱い」「3. インターネット利用上の注意」「4. 知っておきたい基本的な知識」「5. 産業財産権にかかる事例」と変更した。

判例の解説については、アンケートの回答者から、もう少し具体的な問題について触れて欲しいなどの要望があったことから、Q & Aの他に判例の解説を加えることとした。

新たな質問項目の追加については、ホームページへのリンクについて（Q39）、商標について（Q42）、著作権等管理事業者について（Q46）の3項目とした。

#### 1-2 構成と見方

「改訂版Q & A」は、「引用・複製の範囲」、「ソフトウェアの取扱い」、「インターネット利用上の注意」、「知っておきたい基本的な知識」、「産業財産権にかかる事例」の5章により構成されている。また、「改訂版Q & A」の各章の内容は、それぞれに関連する「Q & A」と「判例解説」である。図3-1はそれぞれのページ構成である。

「Q & A」部は、質問、回答、対策、解説、関連法規、事例・判例等、関連するQ & Aからなっている。一問一答形式となっており、利用者は必ずしも前から順番に読む必要はない。

「判例解説」部は、件名、論点、概要、コメントからなっている。実際に起きた問題について触れることにより、教材を作成する場合などに注意すべき点が「Q & A」部よりも具体的になると考える。

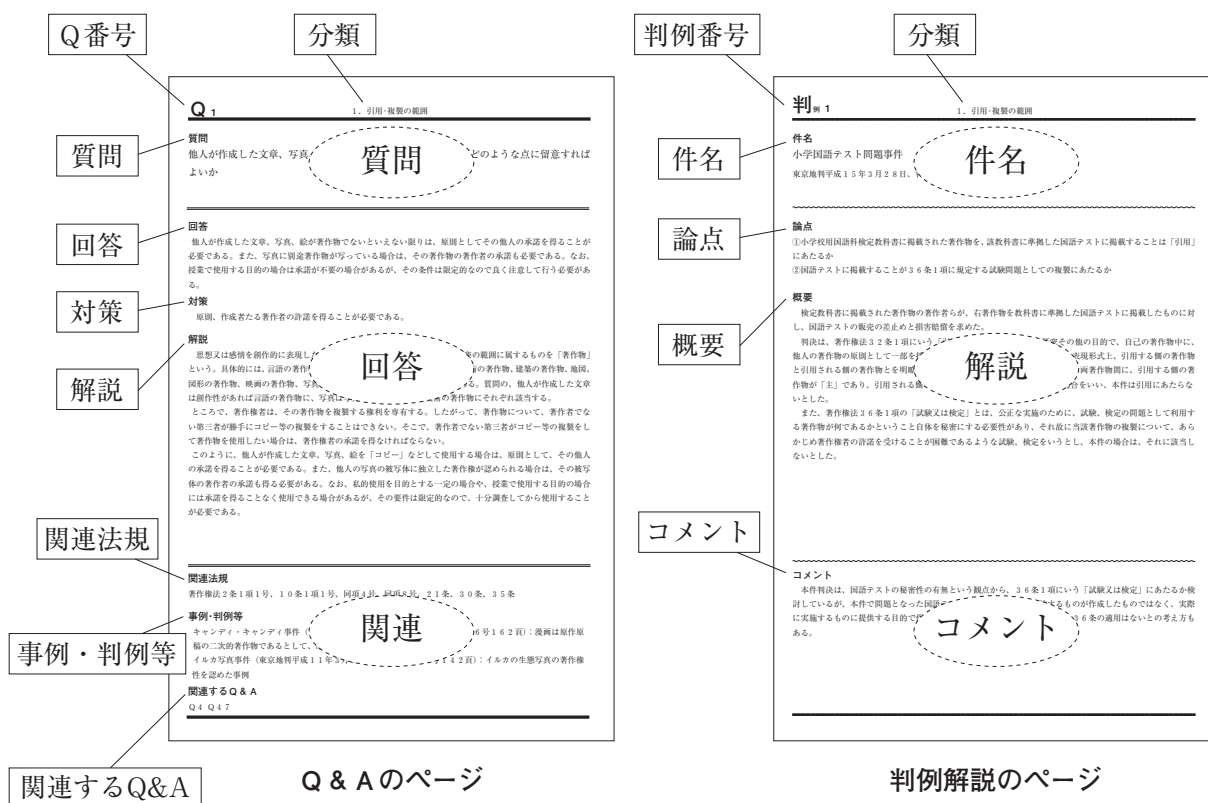


図 3-1 ページの構成

### 1-3 質問項目等一覧

#### (1) Q & A

「改訂版Q & A」では、括りを変更し、新たな質問項目 (Q) を加えたことにより、質問項目 (Q) の数は、全部で60個となった。

表 3-1 は、質問項目の一覧である。ここに、指導員の業務として考えられるもののうち、教材作成、訓練、研究・開発について、質問項目が関連すると思われるものについて丸印をつけた。これは参考のための目安であり、限定されるものではない。

#### (2) 判例解説

判例解説は、「1. 引用・複製の範囲」「2. ソフトウェアの取扱い」「3. インターネット利用上の注意」「4. 知っておきたい基本的な知識」「5. 産業財産権にかかる事例」について、それぞれ関係する判例を2個ずつとりあげて解説やコメントを加えた。判例の一覧を表 3-2 に示す。

表3-1 質問項目一覧

1. 引用・複製の範囲				
番号	質問	教材作成	訓練	研究・開発
Q01	他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	
Q02	自分が勤務する能力開発施設の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該施設の訓練生（受講生）や職員に配布することが可能か	○	○	
Q03	自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか	○	○	
Q04	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか	○	○	
Q05	引用、複製、転載の意味は、各々違うものなのか	○	○	○
Q06	市販図書の一部を訓練（授業）で用いるため必要な部分をコピーし、訓練生（受講生）に配布することは著作権の侵害に当たるのか	○	○	
Q07	能力開発施設の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして訓練生（受講生）に配布してもよいのか	○	○	
Q08	教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか	○	○	
Q09	テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか	○	○	
Q10	定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか		○	
Q11	県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか	○	○	
Q12	引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q13	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか	○	○	○
Q14	出所の明示義務違反をした場合、罰則規定はあるのか。	○	○	○
2. ソフトウェアの取扱い				
番号	質問	教材作成	訓練	研究・開発
Q15	自作のソフトウェアにも著作権があるのか	○	○	○
Q16	ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか	○	○	○
Q17	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q18	複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか	○	○	○
Q19	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q20	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら訓練（授業）で使用した場合、どのような問題があるのか		○	

Q21	予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか		○	
Q22	リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録簿は能力開発施設名義で出すべきかリース会社名義で出すべきか		○	
Q23	能力開発施設で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか		○	
Q24	能力開発施設で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか	○	○	
Q25	ソフトウェア業者にソースコードやオブジェクトコードの提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供した場合、どのような点に留意すればよいのか	○	○	○
Q26	訓練（授業）に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか		○	
Q27	自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合、著作権の侵害となるのか	○	○	○
Q28	フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか	○	○	○
Q29	訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムの著作権は誰になるのか		○	
Q30	職員が職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に能力開発施設のものになってしまうのか		○	○
Q31	教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか	○	○	
Q32	業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか		○	
Q33	市販のプログラムを能力開発施設間で貸し出すことができるのか		○	
Q34	ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合、著作権者の許諾を得る必要があるのか		○	
<b>3. インターネット利用上の注意</b>				
<b>番号</b>	<b>質問</b>	<b>教材作成</b>	<b>訓練</b>	<b>研究・開発</b>
Q35	インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして訓練生（受講生）に配布してもよいのか		○	○
Q36	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか	○	○	○
Q37	訓練生（受講生）の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上どのような点に留意すればよいのか		○	
Q38	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか	○	○	○
Q39	当能力開発施設のホームページに、他施設のホームページのリンクを無断で張ってもよいのか			
<b>4. 知っておきたい基本的な知識</b>				
<b>番号</b>	<b>質問</b>	<b>教材作成</b>	<b>訓練</b>	<b>研究・開発</b>
Q40	作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるのか	○	○	○

Q41	©（マルシーマーク）は、どのような意味があるのか	○	○	○
Q42	企業のロゴタイプなどに小さくTM、SM、®（マルアールマーク）と記されていることがあるが、どのような意味があるのか	○	○	○
Q43	著作権が保護されるのは、どれくらいの期間なのか	○	○	○
Q44	著作権を得るために、手続きが必要になるのか	○	○	○
Q45	著作権に関する国際条約にはどのようなものがあるのか	○	○	○
Q46	著作権等管理事業者とは、どのような事業者のことなのか	○	○	○
Q47	文献データベースを作成する場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q48	有料のデータベースを使って資料を作成し、訓練（授業）で使う場合、どのような点に留意すればよいか	○	○	○
Q49	公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか	○	○	○
Q50	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合、著作権がどうなるのか	○	○	
Q51	封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか	○	○	○
Q52	ソフトウェアプログラムの登録制度とはどのようなものなのか	○		○
Q53	訓練（授業）のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか	○		
Q54	訓練（授業）において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とは違いがあるのか		○	
<b>5. 産業財産権にかかる事例</b>				
番号	質問	教材作成	訓練	研究・開発
Q55	企業との共同研究において、当能力開発施設の指導員が製品のデザインを担当し、完成した作品を、企業側がコンテストに応募したところ、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいか			○
Q56	企業との共同研究に能力開発施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか			○
Q57	ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当能力開発施設の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなった。事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録に際してどのように扱うべきか			○
Q58	ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、訓練生（受講生）に分解、実験、又は試作等をさせることはできるのか		○	○
Q59	製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので訓練生（受講生）に再現実験で見せてもよいのか		○	○
Q60	当能力開発施設の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があった場合、どのように対応すればよいか		○	○

（注意）丸印は参考のための目安であり、限定されるものではない。

表3-2 判例一覧

No.	分類	件名	論点
1	引用・複製の範囲 (教科書準拠教材)	小学国語テスト問題事件 (東京地判平成15年3月28日、判 時1834号95頁)	①小学校用国語科検定教科書に掲載さ れた著作物を、該教科書に準拠した 国語テストに掲載することは「引用」 にあたるか ②国語テストに掲載することが36条1 項に規定する試験問題としての複製 にあたるか
2	引用・複製の範囲 (データベース)	タウンページデータベース事件 (東京地判平成12年3月17日、判 時1714号128頁)	①タウンページデータベースがデー タベースの著作物といえるか ②タウンページが編集著作物といえるか
3	ソフトウェアの取 扱い	ときめきメモリアル事件 (最判平成13年2月13日、民集55 巻1号87頁)	①単にパラメータを変更することが、 ゲームソフトの同一性保持権を侵害 するか ②メモリーカードを使用せず、単に輸 入、販売したのに対し、同一性保 持権侵害を理由に損害賠償の請求が できるか
4	ソフトウェアの取 扱い	中古ゲームソフト事件 (最判平成14年4月25日、民集56 巻4号808頁)	①本件ゲームソフトが「映画の著作物」 に当たるか。 ②本件ゲームソフトは、頒布権の対象 となる複製物に当たるか。 ③頒布権があったとした場合、頒布権 は譲渡により消尽するか。
5	インターネット利 用上の注意 (HP上の要約文)	書籍要約無断掲載事件 (東京地判平成13年12月3日、判 例時報1768号116頁)	①インターネットによる著作権侵害 ②本件要約文が、原著作物の翻案なの か引用なのか
6	インターネット利 用上の注意 (掲示板の転載)	掲示板転載出版事件 (東京高判平成14年10月29日、最 高裁HP)	①思想又は感情の表現があるといえる ための要件 ②創作的表現の創作性の程度
7	知っておきたい基 本的な知識 (保護期間)	ローマの休日事件 (東京地判平成18年7月11日、H P掲載)	①映画の著作物の保護期間 ②本件映画に改正法が適用されるか
8	知っておきたい基 本的な知識 (登録)	フジサンケイグループ事件 (東京高判平成9年8月28日、判 時1625号96頁)	①著作者のみならず著作権者も、不実の 実名登録の抹消請求が認められるか ②不実の実名登録として抹消請求でき るのは、真実の著作者の著作物と同 一の場合に限られるか
9	産業財産権にかか る事例 (特許、試験・研究)	医薬品販売差止請求事件 (最判平成11年4月16日、判時1675 号37頁)	①特許法69条の「試験又は研究」とは 具体的にどのようなものをいうの か。 ②薬事法所定の製造承認申請のために 必要な試験を行うことは、特許法69 条1項にいう「試験又は研究のため にする特許発明の実施」に当たるか。
10	産業財産権にかか る事例 (商標)	ポパイ商標事件 (最判平成2年7月20日、判時 1356号132頁)	①商標権侵害の主張と権利濫用 ②商標権と著作権との抵触

表中にある以下の語句については、括弧内の略語を用いた：判例時報（判時）、最高裁判所民事判例集（民集）、最高裁判所判決（最判）、高等裁判所判決（高判）、地方裁判所判決（地判）